

養護老人ホームの定員数について

1 現状について

養護老人ホームについては、「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期計画介護保険事業計画」（以下、「第9期計画」という。）期間中の定員数を第8期計画の180人から160人に減員している。

このたび、令和6年度に市内養護老人ホーム2施設より計30人減の定員減少申請書が提出され、令和6年度に10人の定員減を認可し、令和7年度に20人の定員減を認可する予定である。このため、令和7年度中に計画値の160人よりも10人少ない、150人定員となる見込みである。

なお、養護老人ホームの定員数については上限を定めるものであるため、定員数の実数が第9期計画値を下回ることについて計画値の変更を行う必要はない。

	養護老人ホームの定員			
	定員数（計画値）	定員数（実数）	減員数	計画値との差異
令和5年度以前	————	180人	————	————
令和6年度	160人	170人	10人	10人
令和7年度	160人	150人（見込み）	20人	▲10人
令和8年度	160人	150人（見込み）	0人	▲10人

2 定員数が計画値を下回る影響について

（1）養護老人ホームの定員と入所者数の現状

令和6年12月末時点の市内養護老人ホームへの入所者数は、127人（うち、明石市からの入所者数は74人）となっており、第9期計画策定時より減少しているとともに、定員数の170人からも大きく下回っている。

市内養護老人ホーム2施設における入所者数が定員数を割り込んでいる一方で、人件費等が経営を圧迫していることから、高齢者のセーフティネットとしての養護老人ホームの安定的な運営のために、状況に応じた定員を見込む必要がある。

（2）市民への影響

明石市からの入所者数は横ばいにあること、及び他市町村から明石市の養護老人ホームへの入所者数は減少傾向にあることから、養護老人ホームの定員を150人としても、入所が必要な市民を保護するセーフティネットとしての役割は、問題なく果たすことができる。

3 今後の見込みについて

第9期計画期間中にこれ以上の定員減はない見込みであるが、今後の入所者数の状況を見極めながら、必要があれば第10期計画の策定において定員数の見直しを検討する。